

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
申立期間の標準報酬月額が 32 万円と記録されているが、申立期間前後は 38 万円であり、申立期間においても 38 万円であったと思うので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 63 年 1 月から平成元年 9 月まで 32 万円と記録されているが、申立期間前後は 38 万円であり、申立期間においても 38 万円であったと思う。」と申し立てている。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時、申立人は店長であった。店長の給料は、店舗の売上目標より売上額の実績が上がれば上がり、下がれば減額していた。実績がいくら下がればいくら減額していたのか、具体的な数字に記憶は無い。また、この取扱いは 3 か月連続で実績が下がった場合としていた。」と回答している上、元事務担当者は、「店長は、店舗全体の売上額が 3 か月連続で減少すると基本給か役付手当のどちらかが減額されていた。昭和 63 年当時、誰の月額変更届を届出したかまでは思い出せないが、届出が必要な社員については間違いなく届出していた。申立人は、申立期間当時、B店長であった。B店は、売上額の変動が大きかった店舗だったと記憶している。また、社員の厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）に届出した結果に基づいて、チェックする資料を作成し、その資料で突合、確認を行っていた。」と供述している。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を所持していない

上、現在の事業主は、「申立期間当時の関係書類は既に廃棄済みである。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月24日から36年6月3日まで

私は、会社を退職してしばらくしてから茶色の封筒にお金を入れて渡されたけれども、何の説明も無く、書類も添付されていなかったのもので、退職金か配当金と思っていた。厚生年金保険の脱退手当金に係る説明を受けたことも無く、書類に押印したことも無い。

私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱B」の表示が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年8月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「厚生年金保険の脱退手当金に係る説明を受けたことも無く、書類に押印したことも無い。」と主張しているものの、当該事業所を退職した頃、「茶色の封筒に入った9,000円を渡されたが、退職金か配当金かと思っていた。」とも供述している。

さらに、申立人は当該事業所を昭和36年6月3日に資格喪失後、41年10月8日に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの5年余において、国民年金及び厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 29 日から 39 年 2 月 21 日まで
② 昭和 39 年 12 月 21 日から 41 年 7 月 25 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 10 月 9 日まで
④ 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 4 月 28 日まで

子供が病気で退職したが、脱退手当金は受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該事業所において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者43人のうち、脱退手当金受給資格を有する元同僚は5人おり、そのうち4人は脱退手当金の支給記録がある上、3人は資格喪失後の約4か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。